

## 大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱

### (趣旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及び変更に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者及び関係者から意見を聞くため、大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (組織)

第2条 会議の委員の定数は20名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 前条に掲げる事項に関する学識経験がある者
- (2) 保健・医療・福祉関連団体等の関係者
- (3) 経済・観光関連団体等の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集及び議事)

第4条 会議は、必要に応じて、市長が招集する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、危機管理室及び健康局保健所が共同して行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、危機管理室危機管理課長が別途定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。